

近代における漁業組合の諸相

—— 青森県の事例 ——

Some Phases of Fishermen's Associations in Modern Japan : The Case of Aomori Prefecture

小岩 信竹
KOIWA Nobutake

要旨：近代日本の漁業組合の特質を理解するためには、漁業法成立以前の漁業組合と漁業法成立後の漁業組合の異同を再検討することが必要なのではないかとと思われる。本研究の課題は、青森県を事例として漁業法の成立の前後に亘って準則漁業組合と漁業法に基づく漁業組合の異同と漁業権との関係を、漁業組合の規約等により検討することである。

考察の結果、以下のことがわかった。まず、漁業法成立以前の、漁業組合準則に基づく漁業組合は、単なる漁業法に基づく漁業組合への過渡的な存在というよりは、むしろ地域に密着した漁業者団体としての性格を備えていたといえる。個々の事例に関しては、その設立目的が紛争調停的であったものもあったが、漁業法成立以前に、県の関与があったとはいえ、自主的な漁業者団体が存在した事実は重要である。そしてこの自主的な団体は、明治初年以來の水産行政が、慣行重視に帰結したことの結果として生まれた漁業者団体として機能したものである。慣行重視の漁業展開に、漁業者の自主的な団体の存在が不可欠であった。

一方、漁業法成立以後の漁業組合の規約は漁業法成立以前に対比すると簡略化され、また漁業法の改正以後は共同施設事業に関する規定が追加された。また漁業法の成立以後、漁業組合に対する行政機関からの監督が強まった。漁業組合は漁業法成立以前と比べると、業務内容が減り、従来の加工品検査などの業務は水産組合がこれを担った。漁業法の成立に伴い漁業権の行使に関する規定が出来たが、その漁業権は法的に限定されたものになった。また、大正期から昭和期にかけて発展する海面漁業には、漁業法の規定にない自由漁業があり、また漁業組合が関与する沿岸漁業の枠を離れた沖合漁業があった。

▶キーワード 漁業組合、漁業組合準則、漁業法、沿岸漁業

I はじめに

明治政府による明治前期の漁業政策は、沿岸域においては漁業者団体を組織して江戸時代以來の慣行を維持させる方向が定まり、そのような地域の漁業を担う組織として漁業組合が作られた。漁業法成立以前においては、明治17年に成立した同業組合準則にもとづいて、北海道などで漁業組合が作られ、また東京湾にも先駆的な漁業組合ができた。⁽¹⁾ 明治19年の漁業組合準則成立以後、全国的に漁業組合の結成が進められた。⁽²⁾ そしてまた沿岸域にくまなく漁業組合が結成されていくのは明治34年の漁業法の成立以後である。⁽³⁾ ところで、漁業法の成立以後、それまでの漁業組合が存続する場合には、水産組合として組織替えされた事例が知られているが、⁽⁴⁾ このことは、漁業組合準則に基づく漁業組合

が漁業法に基づく漁業組合とは別の存在であることを示唆している。

研究史を振り返ると、清水三郎氏は、漁業組合準則に基づく漁業組合は、漁業法に基づく漁業組合とは異なり、漁業権の所有主体ではなかったのではないかと指摘している。⁽⁵⁾ 清水氏は、三重県の事例を中心としながら、全国各地の準則組合を検討し、それが漁業権を持ったとは考えられないという。また、中田四朗氏は清水氏と同じく三重県を事例としつつ、漁業組合準則に基づく漁業組合と漁業法に基づく漁業組合は同じものではなく、準則漁業組合は漁業調整機関であったことを強調している。⁽⁶⁾ そしてまた、同じく三重県についての後藤和夫氏や牧野由朗氏による研究は、清水氏や中田氏の見解を支持している。⁽⁷⁾ 二野瓶徳夫氏もこの見解と同様の見解を示している。⁽⁸⁾ これに対して、今泉芳邦氏による岩手県三陸の研究は、準則組合の多様性を指摘し、漁業調整機関の性格を持つ組合がある一方で、同業者の専門的職能集団や行政の末端組織に転化したものもあるということを指摘している。⁽⁹⁾ また今泉氏は、益田庄三氏による漁業組合の連続説を先駆的な業績に掲げている。⁽¹⁰⁾ また青塚繁志氏も連続説を支持している。⁽¹¹⁾ 一方、漁業法の成立に関する研究史においては、漁業法自体が旧慣を尊重していることを強調する見解があり、また、その近代的性格を指摘する見解もある。⁽¹²⁾ なお、全漁連が作成した『水産業協同組合制度史⁽¹³⁾』をはじめ、通史的な文献の多くは準則組合に関する記述は簡略である。通史的な文献はほとんどが、準則組合は漁業者にとって重要な役割を持たなかった過渡的な存在であるという立場に立っているものと考えられる。⁽¹⁴⁾

以上のような研究史を見れば、近代日本の漁業組合の特質を理解するためには、漁業法の性格と絡めて、漁業組合準則による漁業組合と漁業法による漁業組合の異同を三重、岩手両県以外の事例も発掘して再検討することが必要なのではないかと思われる。本研究の課題は、このような観点から、青森県を事例として、漁業法の成立の前後に亘って準則漁業組合と漁業法に基づく漁業組合の異同と漁業権との関係を、それらの規約等により検討することである。かくして本稿は、漁業法の成立以前と以後の漁業組合の対比を行い、第二次大戦以前の漁業組合の特徴を把握しようとするものである。

Ⅱ 漁業組合準則と漁業組合

明治19年成立の漁業組合準則の目的は、「漁場占有利用関係の適正円滑なる統括、漁場調整の円滑化⁽¹⁵⁾」にあったとされているが、その規約についても記載事項が決められていた。また、その規約は府県の認可を必要とするなど、漁業組合準則の制定とそれに基づく漁業組合の結成は、明治政府による漁業政策の一環として位置づけられていた。この漁業組合が、漁業法成立以前の漁業組合であったのだが、その具体的な姿はどのようなものだったのかを、まず見ておきたい。

明治26年に農商務省が刊行した『水産業諸組合要領』には、明治25年6月30日時点での全国の漁業組合準則に基づく漁業組合の名称や所在地、規模等が掲載されている。⁽¹⁶⁾ これにより、その特徴を見よう。なお、これまでに、この著作を参照した文献としては前掲の二野瓶徳夫氏による「水産行政」の著述がある。⁽¹⁷⁾ そこでは、調査された組合のうち、組合区域が1村以内であるものと2村以上のものの比率や、規模の大きなもの小さなものの混在が指摘されている。⁽¹⁸⁾ たしかに指摘されるとおりであるが、それに加えて表1か

らはいくつの特徴を読み取ることができる。

第1に、大規模な漁業組合しかない府県と大小の組合が混在する府県が存在することである。これまで研究されてきた三重県は、9つの大規模な組合があるだけである。そしてそれらの内訳は数郡にわたる組合が3、1郡規模の組合が2、1郡の半分の地域に関する組合が1、連合会が3である。このうち、1郡の半分の地域に関する組合は度会郡南部漁業組合であるが、その組合員数は1,323人で規模が大きい。⁽¹⁹⁾ こうした組合がある三重県をフィールドとした研究である中田四朗、後藤和夫、牧野由朗の各氏による論考が、準則漁業組合が調整機関であると評価するのは当然のことと言えよう。従ってこれらの諸氏の見解は、全国的な評価とは言い難いと評価せざるをえない。このように評価したからといってこれらの諸氏の見解が無意味であるということではない。三重県以外にも連合会の性格を持つ漁業組合や大規模な漁業組合は各地に存在し、それらの一部は青森県外海漁業組合のように、明治漁業法成立後に水産組合に改組されて活動を続けた例が存在するからである。

第2に、小規模な漁業組合が多数存在する道府県があることである。1村単位の組合が10以上ある道府県は、北海道、兵庫県、鳥取県、山口県、徳島県、鹿児島県である。また複数の村からなる組合も含めれば、福島県、茨城県、千葉県、福井県、静岡県、宮崎県なども、小規模な組合が多い県である。

ところで、今泉芳邦氏がフィールドとした岩手県については前掲『水産業諸組合要領』には記録がない。しかし、今泉氏の研究によれば、岩手県では明治25年までに4つの漁業組合が結成され、以後漁業組合準則が廃止されるまでに合計31の組合が結成されたという。⁽²⁰⁾ それらには大規模な組合もあるものの、1村単位の組合も多く存在する。それらのうちには年次不明なものや、継承関係にあると思われるものもあり、1村単位の組合数を正確に算定することは困難である。今泉氏は1村単位も含めて小規模な組合が17結成されたとしている。こうした組合を精査した今泉氏が特に小規模な漁業組合を漁業権の管理主体としているのは首肯できる面がある。準則に基づく漁業組合は多様だったのである。⁽²¹⁾

第3に、表1には出ていない『水産業諸組合要領』の記載情報も含めて、準則漁業組合とはいっても、その内容は多様であることである。千葉県を例にとってみよう。千葉県で最も組合員数が多い組合は東京内湾千葉県漁業組合で、組合員数は12,275人である。次に多いのは安房漁業組合連合会で、組合員数は9,141人である。最も組合員数が少ない組合は一府四県採鮑組合で組合員数は11人である。以上の3つの組合は漁業組合とはいっても連合会的なものと、広域的な特殊な組合である。以上は特殊例的なものであるが、下埴生郡長沼に事務所がある長沼漁業組合は組合員数102人の1村規模の漁業組合であり、こうした1村規模の組合が千葉県内に7つあるほか、数村規模の組合も多い。このように準則漁業組合は多様である。⁽²²⁾

表1 準則漁業組合の府県別内訳（明治25年）

府県	組合がカバーする町村数				組合員数別組合数				組合合計
	1	～5	6～	町村数不明	～100	～200	201～	人数不明	
北海道	47	32	31	0	40	27	43	0	110
青森	2	2	2	0	1	1	4	0	6
岩手	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮城	0	3	0	8	2	0	9	0	11
秋田	0	2	6	0	1	1	6	0	8
山形	1	2	0	1	0	0	4	0	4
福島	4	5	5	0	4	3	7	0	14
茨城	7	2	0	0	4	5	0	0	9
栃木	0	1	0	0	1	0	0	0	1
群馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉	7	5	13	2	6	4	13	4	27
東京	1	0	2	0	0	1	0	2	3
神奈川	2	3	13	0	2	2	11	3	18
新潟	1	2	19	1	3	3	17	0	23
富山	0	0	5	0	1	1	3	0	5
石川	5	0	6	9	8	1	11	0	20
福井	3	7	0	0	1	1	8	0	10
山梨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡	8	8	5	5	0	3	20	3	26
愛知	0	0	0	1	0	0	1	0	1
三重	0	0	0	9	0	0	9	0	9
滋賀	0	0	0	1	0	0	1	0	1
京都	0	1	0	0	0	1	0	0	1
大阪	0	1	2	0	0	0	1	2	3
兵庫	10	0	2	1	1	2	10	0	13
奈良	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	0	2	3	0	0	1	4	0	5
鳥取	10	3	7	0	9	3	7	1	20
島根	0	1	9	0	0	0	10	0	10
岡山	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広島	0	0	0	1	0	0	1	0	1
山口	26	8	0	10	13	9	22	0	44
徳島	14	0	0	0	8	2	4	0	14
香川	0	0	0	6	0	1	5	0	6
愛媛	1	0	0	9	1	0	9	0	10
高知	1	4	0	3	1	2	5	0	8
福岡	0	0	0	5	0	0	5	0	5
佐賀	0	0	0	1	0	0	1	0	1
長崎	2	3	6	3	1	1	11	1	14
熊本	0	0	0	10	0	0	9	1	10
大分	0	0	0	4	0	1	0	3	4
宮崎	3	6	3	0	4	3	5	0	12
鹿児島	52	4	0	0	41	8	7	0	56
沖縄	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	207	107	139	90	153	87	283	20	543

（出典）農商務省農務局『水産諸組合要領』より集計。

- 1) 北海道函館市、山口県赤間関については、市内の町を個々に数えている。
- 2) 神奈川県相模湾漁業組合連合会は、4つの漁業組合が集まった組織であるが、元の記載の通り、1つと数えた。
- 3) 個別漁業組合の連合組織も、元の記載の通り、個々に1つとして数えた。
- 4) —は記載がないことを示している。

さて、それでは青森県では準則に基づく漁業組合はどのように設立されたのか。前掲『水産業諸組合要領』の記載によれば、表2のようになっている。これによれば、青森県には東北外海漁業組合や東北外海漁業組合のような広域の漁業組合と、小泊漁業組合、泊漁業組合、北浜漁業組合のような1村単位あるいはそれより小規模な漁業組合が併存していた。このほか、青森県では、明治22年に、魚粕漁業組合が、また同26年に、脇本漁業組合が設立されたとされている。⁽²³⁾ なお、このうち、魚粕漁業組合は、三戸郡湊村を区域とするとされている。⁽²⁴⁾ このため、青森県においては、太平洋沿岸の三戸郡地域には空白の地域があるものの、青森県の沿岸部の大半が漁業組合の管轄下にあったといえる。なお、漁業組合準則に基づく漁業組合には、地域的な漁業組合と職能別的な漁業組合があった。⁽²⁵⁾ 以上から、多様な漁業組合が存在した青森県は、漁業組合準則に基づく漁業組合の研究フィールドとして適当であるということが確認できた。

表2 青森県における準則漁業組合（明治25年）

組合名称	事務所の位置	区域	組合員数	1年の経費	設立年月
東北漁業組合	青森町大字浜町	陸奥湾沿岸一帯	3197	1190870	明治21/11
西海岸漁業組合	鱒ヶ沢町大字本町	岩崎村～十三村 1町9村	2190	833534	明治22/10
小泊村漁業組合	小泊村	小泊村全体	482	49300	明治22/8
東北外海漁業組合	大畑村大字大畑	佐井村～東通村 5村	420	486483	明治23/7
泊漁業組合	六ヶ所村大字泊	六ヶ所村大字泊	105	18500	明治25/2
北浜漁業組合	三沢村大字三川目	三沢村～市川村 3村	32	194756	明治23/8
合計			6426	2773443	

（出典）『水産業諸組合要領』

ここで明治23年4月11日に組合同規約が青森県知事によって認可された青森県東北漁業組合の事例を見てみよう。青森県東北漁業組合は陸奥湾全体をカバーする大規模な漁業組合であった。東北漁業組合の規約は大部なものであり全13章、103条よりなる。もっとも、漁業組合が県知事宛に提出した原案は全99条だったのだが、雑則のうち、第100条から第103条までの追加を求められたのである。追加の条文は次のようなものである。

第100条 組合員は兼て使用の漁具漁船の種類及員数を記して組合支部事務所に届置き爾後新調毀損の節は其都度届出るものとす⁽²⁶⁾

第101条は、組合員は、漁獲物の数量、価格を組合支部事務所に届けること、第102条は、組合支部事務所は、前2条の届けをまとめて組合本部に送付し、組合本部はこれを水産統計としてまとめ、郡役所を通じて県に届けることを規定したものである。また第103条は、他の組合とともに、聯合集談会を開くことができることを規定したものである。これらの追加条文は県による水産行政に役立つような内容である。県知事はこれら以外にも条文の訂正や但し書きの追加などを求めた。これに附則と給与旅費支給法が付いている。ここで章別構成を見てみよう。それは以下の通りである。

- 第1章 組合の名称及区域
- 第2章 組合の組織及事務所の位置
- 第3章 漁場に関する規定
- 第4章 組合の目的
- 第5章 組合員営業に関する規定
- 第6章 徽章及証票
- 第7章 加入者脱退者に関する規定
- 第8章 役員選挙法及権限
- 第9章 組合事務に関する規定
- 第10章 会議に関する規定
- 第11章 経費に関する規定
- 第12章 違約者処分に関する規定
- 第13章 雑則⁽²⁷⁾

こうした構成を持つ青森県東北漁業組合の規約の内容を見ると、まず、第1章は2条からなり、組合の名称と、この組合が東津軽郡宇鉄村から下北郡脇野沢村までを区域とすることが記されている。この区域は陸奥湾全体をカバーするものである。第2章は3条からなり、区域内の漁業者を組合員とすること、組合の本部事務所は青森町に置くこと、各地に支部事務所を置くことを規定している。支部事務所の数は13となっている。それらは東津軽郡内が8、上北郡内が2、下北郡が3である。第3章は6条よりなり、漁場利用に関する事項が書かれている。この章は漁業の操業と漁業組合の関係を規定した章であり、次の通りである。

第6条 当組合の漁場は西の方竜飛岬より青森湾を通して北の方武士泊に至る一帯の海面とす

第7条 前第6条規定の漁場内に於て漁業するの権利は当組合に限り之を有するものたるを以て組合に加入するにあらざれば何人と雖も場内の魚介藻を捕採することを得す

第8条 当組合の漁場を規定すること前第6条の如しと雖も磯付魚介藻の種類により従来各町村特有の各漁場は互に其慣行を相侵さ、るものとす

第9条 当組合の漁場を規定すること前第6条及前条の如しと雖も組合員中慣行に依り定置漁具を使用し営業するものは数人組合又は一己なるに拘はらず該町村世話掛の奥書を請け支部事務所を経由し組合頭取の承認を請求すへし

第10条 新に定置漁具を使用せんと欲するものは第9条の手續を経て組合頭取に申出其の承認を得へし

第11条 前条の請求を受けたるときは頭取に於て故障の有無を調査し承認すへしと雖も後日故障を唱ふるものあるときは之を組合会議に附し該会の決議により之を取消することあるべし⁽²⁸⁾

これらの条文に見られるように、東北漁業組合は漁業の操業を独占している。また組合の関与する漁場は広大であるので、その中の町村等の慣行に従うことを記している。定置漁業の操業権は漁業組合頭取が認定するとしている。次に第4章は第12条1条のみであり、目的が書かれているが、「当組合の目的を規定すること左の如し」の文章に加え、6項目が箇条書きされている。それらは以下のものである。

- 1 組合員営業の隆盛を企図し及之を増進すること
- 2 組合漁場内各魚介類の繁殖を企図し及之を保護すること
- 3 漁場内に産出する所の各魚介藻の製造法を改良し其声価を高揚すること
- 4 漁場内に産出する各魚介藻の販路を拡張し及其需用の増加を企図すること
- 5 組合共同の力を以て組合員各自の営業を保護し又は其弊害を矯正し組合の利害を講究すること
- 6 組合員の親睦協和及び其光栄を企図すること⁽²⁹⁾

ここに掲げられた目的は現在にも通ずるもので、資源保護から漁獲物の販売まで広汎な目的が掲げられている。第5章は第13条から第36条までで、条文が多い。ここには組合員が行うことが出来る漁業の条件や産出する水産加工品の検査についての規定が定められている。漁業の条件とは漁具や漁法の制約についてであり、水産加工品については特に乾製物（干物）について、組合員は移出する際に検査を受けなければならないことが規定されている。まず漁具・漁季については次のようになっている。

第20条 当組合の漁具漁季及捕採する所の魚介藻を規定すること左の如し

- 1 鱈 漁季は従来の慣行に従い漁具は刺網及配縄（ママ）を用ふ
- 2 海鼠 漁季は毎年四月より九月に至る漁具は八尺網及下敷網を用ふ
但し銷及貝取を用ふるを得す
- 3 鯖 同上
- 4 鱈 同上

（中略）

第21条 前条1項の漁事に同項規定外の漁具を使用せんと欲するものは一切組合頭取の承認を経へし

第22条 当組合漁場内に於て新に海扇の繁殖場所を発見したるときは速に其趣を支部事務所に届出て支部事務所よりは直ちに本部事務所に届出て放卵後三年を経過したるものにはあらされは之を捕殺すへからず

（中略）

第24条 新規の漁具を使用せんとするものは該支部取締を経由し組合頭取の承認を受くへし⁽³⁰⁾

これらから、使用する漁具や漁季について、組合の規制が厳しかったことがわかる。一方、水産物の検査制度に関する条文は次の通りである。

第25条 当組合は組合漁場内に産出する水産物の声価を高揚し其信用を維持せんか為め
輸出乾製物を検査すへし

但追て事務の整理を待ちて之を施行するものとす

第26条 前条検査を要する乾製物の種類を想定すること左の如し

1 海扇 2 鮑 3 鱈 4 鰯 5 煎海鼠 6 昆布 7 赤皿貝 8 淡菜（日和貝のこと）
9 魚粕

第27条 前条の物品にして青森港より輸出するものは本部事務所に於て之を検査すへし
既に支部事務所の検査を経たるものは此限にあらず各支部区域内より直接に輸出する
ものは該支部事務所に於て之を検査し検印を付して之を証明すへし⁽³¹⁾

(以下略)

漁業組合準則によって設立された漁業組合の特徴がここに現れている。組合員が製造する加工品の検査を行う業務を組合が持っているのである。この業務は有料であり、その検査料と組合員に対する賦課金が組合の収入となった（第84条）。なお、規約の第6章以降は組合の徽章や組織運営に関する条文を含んだ部分であった。

次に小規模な漁業組合の事例を見よう。それは青森県上北郡三沢村の三川目漁業組合であり、設置の認可願が残っている。この認可願には、明治30年に認可したという青森県知事牧朴真の署名が書かれている。まず、認可願は次の文章で始まっている。

三川目漁業組合設置御認可願

上北郡三沢村三川目漁業者団結ヲ以テ奉困願候 抑モ当郡沿海漁業ハ内国屈指ノ漁場ナルヲ以テ漁獲ノ多キハ自然漁業者ノ数ヲ増シ漁業者加増スルニ随テ粗製品ヲ製出シ漸時価値ヲ損ズルヲ慮リ明治二十一年三北魚粕改良組合ヲ設ケ魚粕ヲノ改良ヲ謀リ次デ同廿三年ニ於テ北浜漁業組合ヲ設ケ爾来専ラ漁労製造改良ニノミ汲々タルヲ以テ漸ク近年ニ至リ其面目ヲ一新スルノ端緒ヲ開カントスルニ当リ三北魚粕改良組合ハ去ル廿六年解散ノ不幸ニ遭遇シ北浜漁業組合モ同廿七年十二月ヲ以テ満期解散スルノ止ヲ得ザルニ至リ故ヲ以テ漸ク改良ノ緒ニ着カントスル而已ナラズ将来ノ衰退掌ヲ反スルヨリモ明ナルニ当レリ故ヲ以テ昨廿九年県庁ヨリ共同漁業設立ノ方法御訓示ニ基キ我々共議ノ上一団体ヲ結ビ大ニ事業ヲ拡張シ当郡産物ヲシテ百年ノ長計ヲ画策センガ為メ別冊三川目漁業組合ヲ組織シ積年ノ希望ヲ達セント欲ス伏テ希ハ衰情御洞察ノ上御認可被下成度此段奉願上候

明治三十年二月

上北郡三沢村三川目漁業者総代 円子権四郎 印

同 同 柿本嘉七 印

同 同 富田廣三郎 印

青森県知事 牧朴真様⁽³²⁾

この文書に続き、次の記載がある。

指令第二三四号

願之趣認可ス

明治三十年四月廿四日

青森県知事 牧朴真⁽³³⁾

これらにより、三川目を含む地域には、三北魚粕改良組合と北浜漁業組合が存在したのだがそれらが解散し、新たな漁業組合が必要になり、漁業者が組合の設立を願い出て認可されたことがわかる。なお、三北魚粕改良組合は、明治17年成立の同業組合準則に基づく組織であった。三川目漁業組合は一村にも満たない狭い区域を有する小さな漁業組合であったのだが、それには理由があった。それは規約の第1条に書かれている。その条文は次のようになっている。

第1条 当組合ハ明治廿九年六月十五日三陸大海嘯ノ為メ財産挙テ烏有ニ帰シ一時悲惨ノ境遇ニ陥リタル場合内外次善家諸巖ヨリ多額ノ義捐金ヲ恵典セラレ余命ヲ今日ニ繋ヲ得叩頭感謝措ク能ス茲ニ慈善家諸巖ノ恩恵ヲ永遠ニ維持センガ為メ県庁ノ御訓示ヲ遵奉シ我々被害者協議ノ上共同漁業組合ヲ組織シ各自義捐金ヲ以テ資金トシ総テ漁具漁船及製造所ヲ調整シ高底ヲ永久ニ維持スル事

これにより、この地域は組合結成の前年の明治29年に三陸大津波の被害に遭い、それに対する義捐金の使用方法を県庁と協議するなかで漁業組合の結成に至ったものであることがわかる。このために区域が狭く限定されているのである。この組合の規約は、前掲の1条を含めて全体が54条より成っている。その章別構成は次のようになっている。

第1章 組織及名称

第2章 目的及方法

第3章 (欠落あり)

第4章 役員選挙及任期

第5章 役員権限

第6章 会議ニ関スル規定

第7章 雑則⁽³⁴⁾

第3章の章名は欠落しているが、内容から、組合員営業に関する規定が書かれている。第2章と第3章の条文は次のような内容である。

第5条 当組合ハ漁労ヲ拡張シ製造ヲ改良シテ需用地ノ信用ヲ厚フシ益々声価ヲ挙ゲ将来ノ鴻益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第6条 第5条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ各項ノ方法ヲ設ク

第1項 地引網 一統

第2項 製造釜場 一ヶ所

- 第3項 改良漁船 三艘
- 第4項 手繰網 三組
- 第5項 雑魚流網類 数種
- 第6項 雑魚釣具 数種

第7条 第6条第1項ヨリ第6項迄総テ漁具製造方ハ組合会ニ於テ設計ヲ立テ調整スルモノトス

第8条 当組合ニ於テ製造スル魚粕ハ精々改良ヲ加ヘ俵装ヲ堅牢ニナシ組合商標ヲ付シ販売スルモノトス

第9条 当組合株主ハ各自労働者ヲ出シ精々出漁ニ従事セシムルモノトス

第10条 当組合員証票トシテ壹株毎ニ左ノ株券ヲ附与ス

(図を略)

第11条 当組合ノ株券ハ村内居住者ニ限り譲与スル事ヲ得

第12条 地引網収獲物ハ悉皆共同製造所ニ於テ製造スルモノトス

第13条 当組合漁獲物ノ販売ハ組長ニ一任スルモノトス

第14条 当組合地引網ノ漁獲物ハ左ノ方法ニヨリテ配当スルコト

- 1 売却金高ノ五分(即金百円ニ付金五十円) 労働者ニ配当ス
- 1 同上 二分(金百円ニ付金二十円) 株数ニ配当ス
- 1 同上 二分(同上) 事務所経費ニ充ツ
- 1 同上 一分(百円ニ付十円) 組合ノ積立金トス

第15条 当組合雑魚収獲物販売代金ハ左ノ方法ヲ以テ分配スルモノトス

- 1 雑魚売却代金ノ七分(金百円ニ付金七十円) 当日出漁ノ労働者ニ配当ス
- 1 同上 三分(金百円ニ付金三十円) 漁具修繕費トシテ事務所ニ収入但修繕費支払残金アル時ハ積立金ニ繰込モノトス⁽³⁵⁾

これによれば、組合員は株主でもあり、労働も提供し、労働に見合った取り分と株主としての取り分を得ることになる。そしてその株券は、村内居住者に譲渡することができる。この組合は規模が小さいためもあり、加工品の検査制度はないものの、地引(曳)網による漁獲物はすべて組合が加工し、それは組合が販売する。また漁獲物の販売は組長に一任するなど、漁獲から販売まで、組合優位の体制であったといえる。

なお、三川目漁業組合は、三陸大津波の義捐金を活用することを一つの目的として設けられたものであるが、同様の目的を持った組合が三沢近辺に作られた。その一つは三沢村淋代にできた共同淋代罎網組合であり、30年1月に青森県知事あてに設置願いが出され、同年3月に認可された。この組合は漁業組合を名乗ってはいないが、漁業者の団体である。但し、その規約は全体で8条であり、津波の被害者であるイワシ漁業者で構成されていた。規約第2条によれば、津波の被害を受けなかったイワシ漁業者は「相当ノ金員ヲ出シテ⁽³⁶⁾」加入することができた。

また海嘯被害による義捐金をもとに設立された漁業関係者の組織として共同魚粕製造組合があった。これは三沢村に作られた魚粕製造所1カ所を利用するための組合であり、明治30年1月に依頼を受けた管理者が県知事に届けを出し、同年3月に認められたものであ

る。その組合同規約は全4条であり、製造所の利用の順序は抽選で決めるとしている。その規約は次のようなものである。

今回県庁ヨリ海嘯被害者へ配布ノ義捐金ヲ以テ共同魚粕製造所ヲ設置ス 左ニ其組合同規約ヲ定メ之ヲ確守スルモノトス

第1条 本組合ハ魚粕製造場一ヶ所ヲ設ケ管理人一人ヲ撰ヒ之レカ管理ヲ依托スルモノトス

第2条 魚粕製造所使用順次ハ抽選ヲ以テ之ヲ定ム

第3条 管理者ハ一順ニ之ヲ使用スヘシ夫レ為メ別ニ管理ニ関スル報酬ヲ予ヘス

第4条 修繕ノ費用ハ各自出金スルモノトス⁽³⁷⁾。

この事例は漁業組合ではないものの、このような零細な漁業者団体が県に認可されていたのであり、一定の役割を果たしていた。

ところで、明治23年に設立され、三川目漁業組合の設置にあたり提出された書類に、解散したと記されていた北浜漁業組合と同名の北浜漁業組合が明治32年に再度設立された。設立認可願は明治31年に提出され、同32年に、規約を一部訂正するよう求められて認可された。その規約は全体で12章と附則、合計68条であり、組合の範囲は上北郡百石村と同三沢村であった。この規約の章別構成は次のようになっている。

第1章 組合ノ名称及区域及漁場

第2章 組合ノ組織及証票徽章

第3章 事務所及支部設置区域

第4章 組合ノ目的

第5章 職員及任免

第6章 繁殖保護及漁具漁法ノ制限

第7章 漁事

第8章 加入及退去

第9章 撰挙

第10章 会議

第11章 賦課徴収及出納

第12章 賞与弔慰及違約賠償処分

附則⁽³⁸⁾

この章別構成は、先に見た青森県東北漁業組合の規約と同様の12章と附則からなる構成であるが、章の内容は異なっている。また全体が68条であり、青森県東北漁業組合と比べると簡潔である。ここでは、組合の役割や機能に関する条文を見てゆこう。漁場に関する規定は第1章の一部にある。これを、県からの訂正要求を付け加えて表示すると次のようになる。

第3条 当組合ノ漁場ハ南ノ方奥入瀬川口ヨリ北ノ方平沼川口ニ至ル沖合二千間以内ヲ以テ規制漁場トス

但沖合二千間以外ハ本規約ヲ以テ制裁スル限りニアラス

第4条 当組合ノ漁場内ニ於テ漁業スル権利ハ当組合員ニ限り之ヲ有スルヲ以テ何人ト雖トモ当組合ニ加入スルニアラサレハ漁場内ノ魚介ヲ捕採スル事ヲ得ス

但従来ノ慣行ニヨリ三戸郡ヨリ入会漁業スル手繰網及地曳網漁業並当組合員ノ家族ニシテ年齢十五年未満及同満六十年以上ノ者ハ此ノ限りニアラス⁽³⁹⁾

第3条から、沖合2,000間（3.6Km、約2海里）以遠は漁業組合の制約が及ばないことがわかる。また、第4条で、原則として組合員以外の魚介採捕を禁止しているが、慣行による入会漁業を認めていることがわかる。なお、これらの二つの条文とも、青森県の修正を受け、権利関係を厳密に記しているので、県の方針が反映しているものと思われる。第4章の組合の目的は第11条から第13条の3条からなり、第11条に具体的な目的が列挙されているが、青森県東北漁業組合と類似している。それは以下の通りである。

第11条 当組合ノ目的綱領ハ左ノ如シ

- 1 組合漁場内水産ノ繁殖ヲ図リ製造ノ改良及販路ノ拡張ヲ企図スルコト
- 2 組合員漁業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ隆盛ヲ図リ親睦協和ヲ維持シ其福利ヲ増進スルコト
- 3 漁具漁法ノ改良ヲ図リ遠洋漁業ヲ奨励スルコト

第12条 当組合ハ水産事業拡張及改良進歩ヲ企図センカ為メ他ノ漁業組合若クハ水産会ト聯合協議会ヘ委員ヲ参会セシメ又ハ会議ノ決議ヲ以テ水産伝習所貸費生ヲ差出事ヲ得

第13条 当組合ハ魚介ノ繁殖及製造ノ改良拡張ヲ企図センカ為メ組合会ノ決議ヲ以テ養魚林ヲ設ケ又ハ試漁試製試売ヲナス事アルヘシ⁽⁴⁰⁾

また、第6章で、ホッキ貝とエサザ（イサザ）の漁期や使用する漁具について詳細に定めている。それは次の通りである。

第20条 魚介類ノ發育並ニ繁殖ヲ保護センカ為メ禁漁期ヲ定ムル左ノ如シ

- 1 刺螺介 明治二十五年県令第八号ノ規定ニ従フ 但時宜ニ依リ組合会ノ決議ニ依リ禁漁期ヲ伸張スルコトアルヘシ
- 2 エサザ 自六月一日 至十月三十一日

但刺螺介ハ県令第八号ノ期限ノ外ニ別ニ規約ヲ以テ延期スルコトヲ得

第21条 刺螺介ハ一二年子ヲ捕獲スル事ヲ得ス

第22条 当組合漁場内ニ於テ刺螺介繁殖ノ場所ヲ発見シタルモノハ取締役又ハ頭取ニ報告スルモノトス 本条ノ届出ヲ受ケタル時ハ実地ヲ調査シ繁殖場ニ相違ナキトキハ意見ヲ具申シ県知事ニ上申スルモノトス

第23条 左記ノ器具ヲ使用シ刺螺ヲ捕獲スルコトヲ得ス

1 万鋏鉄爪距離二寸二分以内ノモノ

2 網袋ノ目三寸五分以内ノモノ

第24条 当組合漁場内ニ於テ潜水器其他爆発物毒薬等ヲ以テ捕漁スルコトヲ得ス 但潜水器使用漁事ハ組合会議ニ依リ之ヲ承諾スル事アルヘシ

第25条 当組合漁場内ニ於テ使用スル漁具漁法ハ従来ノ慣行ニ依ル従来慣行ナキ漁具漁法ハ頭取ニ届出承認ヲ受ケルモノトス

第26条 前条ノ届出ヲ受ケタルトキハ組合ニ妨害ナキヤ又魚族繁殖ニ支障ナキヤ否ヤヲ審査シ承認スル事ヲ得 但シ承認ノ後チ組合員式十名以上ヨリ支障ノ理由ヲ申出ツルニ於テハ組合会ノ意見ヲ聴キ承認ヲ取消ス事アルヘシ⁽⁴¹⁾

これらには、県によって決められている禁漁期を守り、漁具や漁法は慣行により、主要な魚介類の漁業を行うことが書かれている。また、それらを変える方法も明示されている。

以上、漁業法成立以前の漁業組合準則に基づく漁業組合の規約を見つつ、その機能を見てきたのだが、漁業組合の規模は大規模なものから集落単位のものまでであった。また漁業活動に対する漁業組合の役割は大きく、操業を独占していた。但し、沖合に関しては約2海里までが漁業組合の権限が及ぶ範囲であり、それ以遠には及ばなかった。またその機能は漁業の操業に止まらず、漁業資源保護から漁獲物やその加工品の販売にまで及んでいた。こうして、漁業組合は漁村地域に対して支配力を振るっていたのである。

Ⅲ 漁業法成立以後の漁業組合

次に、漁業法成立以後の漁業組合の活動内容を見ていこう。明治34年に漁業法が成立すると、以後、この法律に従った漁業組合が各地に作られていった。青森県では、漁業法に立脚した漁業組合が実際に成立するのは明治35年からである。⁽⁴²⁾ 漁業法が成立した後、青森県三戸郡では以下の通知が郡役所から町村に出されている。

事第790号

漁業法施行ノ結果地先ナレハ他ヨリ慣行ナルニモ関セス地先専用権ヲ得ラルルモノノ如クハ専用権確定セサル間ハ漁業ハ凡テ自由ナリ権利ハ先願者ニ帰スルナドト誤解シ徒ニ紛擾ヲ醸ス者往々有之哉ニ聞ヘ候地先専用権ハ他ヨリ慣行アルモノヲ除キタル地先漁業ニノミ与ヘ其他ハ慣行ニヨリ之ヲ与ヘラルモノニ有之随テ出願ノ前後ニ依ラサルハ勿論漁業法ニ依リ漁業ヲ為スコトヲ得ルハ毫モ従来ト異ナル処無之義ニ候間誤解ナキ様篤ト諭示可致旨其筋ヨリ申来候條当業者へ夫々御示シ相成度此段申進候也

明治三十五年八月十三日

上北郡役所事業係長原田鉄治 印

三沢村長 鈴木武登馬殿

この通知は漁業法により、地先慣行専用漁業権が認められたのだが、漁業権は出願の前後によるものではないことを強調している。このように、漁業法の制定による混乱を避けつつ、新たな体制に順応するよう、通知している。

次に、漁業法制定によりどのような漁業組合が形成されたのかを見たい。まず、青森県上北郡の法奥沢漁業組合の規約により、組合の内容を見よう。同組合の設置認可申請書は以下の通りである。

漁業組合設置認可申請

明治三拾四年四月法律第三十四号漁業法第十八条ニ基キ上北郡法奥沢村区域内奥入瀬川筋本川及支流漁業権ニ対シ法奥沢漁業組合ヲ組織致候間御認可被成下度別冊規約書及初年度経費収入支出予算書並ニ漁業者同意書及創立總會決議録ノ謄本相添此段申請候也

上北郡法奥沢村漁業組合設置發起人

明治三十五年十一月三十日

小笠原幸七

小笠原円吉

久保丹治

奥山利三郎

太田寛造

青森県知事 山之内一次殿⁽⁴³⁾

この申請書に、規約書が添付されている。それは、全体が27条であり、7章に分かれている。その章別の構成は以下の通りである。

第1章 総則

第2章 組合員ノ加入及脱退

第3章 理事監事及事務員

第4章 会議

第5章 会計

第6章 漁業権ノ享有行使及漁業法

第7章 違約者処分⁽⁴⁴⁾

各章の条文内容を見れば、第1章は第1条から第5条までであり、組合の目的、名称、事務所の所在地、区域、印章が書かれている。第2章は第6条から第9条までであり、加入や脱退に関する手続きが書かれている。第3章は第10条から第15条までであり、役員の種類、任期、任免の方法等が書かれている。第4章は第16条から第21条までであり、總會の持ち方等が決められている。第5章は第22条から第23条までの2条であり、会計年度や剰余金処分の方法が決められている。

第6章は第24条から第26条までであり、漁業権に関する規約である。その内容は以下の通りである。

第24条 本組合ハ左ノ漁業権ヲ享有スルモノトス

奥入瀬川筋当村大字奥瀬字子ノ口ヨリ熊ノ沢川落合迄同所ヨリ南岸大字沢田字雨盥迄半瀬本川及支流ノ専用漁業権

第25条 本組合ノ享有スル漁業権ニ依ル漁業ハ組合員各自ニ又ハ共同シテ之レヲ為スモノトス

但シ新漁場、甲地漁場、焼山漁場、栃久保漁場、大畑野漁場、立石漁場、冷水漁場、中川床漁場、戸館漁場、大堀漁場、中野渡漁場、沢田漁場、三日市漁場、法量漁場、測沢漁場、百目木漁場、小口漁場、両泉漁場、川口漁場内ニ各自ニ抽選ヲ以テ順序ヲ定メ漁業スルコトアルベシ

第26条 本組合ノ享有スル漁業権ニ対スル組合員ノ漁業方法ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 1 目細投網 四手網 釣竿ヲ使用シテノ雑魚ノ漁業ハ総会ニ於テ期間ヲ定メ漁業ヲ為スモノトス
- 2 鮭鱒漁業者ハ総会ノ決議ニ定メタル区域内ニ於テ追網投網伏網等ヲ使用シテ漁業ヲナスモノトス⁽⁴⁵⁾

この法奥沢漁業組合は奥入瀬川や半瀬川の本流、支流等の河川での漁業を行う漁業者の組合であったのだが、こうした漁場にも漁業権が設定されたことがわかる。なお、第7章は第27条のみであり、違約者への処分の規定である。なお、法奥沢漁業組合は設立が青森県から認可され、明治35年11月15日に創立総会を開いた。⁽⁴⁶⁾ なお、青森県においては明治39年に漁業取締規則が制定された。これにより、漁業法に関わってその取り扱いを詳細に定めた漁業法施行の具体的な措置が決定された。これは、各種の出願、申請、届出は市役所又は町村役場を経由することにし、また町村からは郡役所を経由すること、また各種の漁業権ごとに、出願に関して満たすべき要件を定めたものである。⁽⁴⁷⁾

明治43年に漁業法が改正された。漁業法改正に伴い、漁業組合の規約も改正された。青森県上北郡の北浜漁業組合につき、改正点を見てみよう。改正点には、規約の条文中にある数値や字句等を変更したものと、新たに付け加えたものがある。前者の例は次のようなものである。

第20条（現第18条） 総会ハ組合員ノ三分ノ一以上出席スルニ非ラザレバ開会スルコトヲ得ストアルヲ

総会ハ漁業組合令第20条第2項第34条又ハ第72条ノ決議ヲ為ス場合ヲ除クノ外総組合員半数以上ノ出席アルコトヲ要スト改正ス
但同一事項ニ付再度招集シタルトキハ此ノ限ニ在ラス⁽⁴⁸⁾

これに対して、新たに付け加えられた条文には次のようなものがある。

第7章 共同施設事業

第46条ノ次五ヶ条ヲ加ヘ以下順次繰下ク

第47条 本組合漁獲物共同販売所各部落ニ置ク

第48条 共同販売所ニ於ケル販売ハ競売トス

第49条 本組合ハ組合員ノ漁獲物ヲ保管シ又ハ其ノ売買ヲ管理スルノ外自ラ買入又ハ販売セス但組合員ノ漁獲物ヲ取纏メ共同販売所ヨリ他ノ市場ニ送付スル場合ニ於テ

組合ノ名儀ヲ以テ委託販売ヲ為スコトアルヘシ

第50条 共同販売所ノ漁獲物ノ管理ハ各部落総代之ヲ担当ス

1 共同施設事業ノ執行ニ関スル細則ハ総代会ニ於テ之ヲ定ム⁽⁴⁹⁾

こうした条項は、明治43年の漁業法改正により、漁業組合が共同施設事業をすることが可能になったことに対応して作られたものであり、北浜漁業組合も共同販売所を設けることにしたのである。この漁業法の改正について、青森県は趣旨説明のため、漁業組合理事打合会を開いた。上北郡に於いては、県は郡役所に伝え、郡役所は町村に伝えた。三沢村に届いた通知は次のようになっている。

上二第40号

改正漁業法施行ニ関シ一月二十九日ヨリ県会議事堂ニ於テ漁業組合理事打合会ヲ開催可致旨其筋ヨリ申来リ候ニ付御部内漁業組合へ其旨御示達ノ上出席セシメラレ度此段申進候也

明治四十四年一月十四日

上北郡役所第二課長 原田鉄治 印⁽⁵⁰⁾

三沢村は村内にある北浜漁業組合と三沢村漁業組合にこれを伝えた。三沢村内にはこの二つの漁業組合があったのだが、北浜漁業組合は先発で、海面漁業の漁業組合であり、後発の三沢村漁業組合は、小川原湖で漁業をする漁業者が結成した組合であった。なお、県が開催する会議は開催日が2月3日に延期された。三沢村漁業組合からは理事1名の参加の意向が伝えられ、これが村から郡へ伝達された。⁽⁵¹⁾ こうした県や郡と町村の連絡は、大日本水産会会堂で開催された全国水産大会への出席についても繰り返された。なお、この大会は明治44年2月6日に開催されたものであり、北浜漁業組合と三沢村漁業組合はいずれも出席者なしと回答している。⁽⁵²⁾ このように、漁業法、特に改正漁業法の成立後は、漁業組合に対して、県・郡・町村の管理が強まり、このルートで漁業政策が進められていった。漁業組合は県・郡・町村の監督を受けようになり、業務が限定される一方で、地方行政機関と密接に関わりながら漁業者団体として活動していく。

それでは、漁業法成立以後の漁業組合はどのように活動したのか、その実態を見ておこう。明治44年の北浜漁業組合の通常総会決議録により、組合の活動を見よう。この総会は明治44年3月26日に三沢小学校で開催された。出席組合員は343名、欠席組合員は27名なので、組合員数は370名である。決定されたのは次の事項であった。

1 明治四十一年度組合経費未納者処分案滞納者九名ノ内故意ニ不納ス居ル者一名ハ一定ノ期間ヲ定メ尚納付ヲ怠リタルトキハ除名スルコトニ決議ス外八名ノ未納者ハ延期スルコトニ全会一致ヲ以テ可決ス

1 明治四十二年度歳入出決算報告全員一致承認ス

1 明治三十七年度未納金受入処分案全会一致原案ノ通り可決ス

1 明治四十四年度歳入出予算案多数ヲ以テ原案ノ通り可決ス

- 1 同 分賦収入法全会一致原案ノ通り可決ス
- 1 救助者賞与金交付ノ件全会一致原案ノ通り可決ス
- 1 弔慰料交付案全会一致原案ノ通り可決ス
- 1 白魚地曳網漁業行使認可申請ノ件全会一致原案ノ通り可決ス
- 1 規約変更ノ件全会一致原案ノ通り可決ス
- 1 本組合役員監事及総代選挙ヲ行ヘ左ノ人名選挙セリ

当選者

監事 田中金兵衛 同 岡林利蔵 同 吉岡喜二郎
 総代 立花徳三郎 同 福田長助⁽⁵³⁾

以上の議案を見る限り、組合費の賦課や徴収、未納者への対応、役員選挙などの議題が多く、漁業に関わるものは遭難救助に関する事項の他、白魚地曳網の漁業権行使がある。これは、漁業組合がシラウオの地曳網漁業を認めたもので、その内容は以下のようになっていた。

1 白魚地曳網漁業行使認可ノ件

本組合ニ於テ白魚地曳網漁業許可ノコト 但シ鯧地曳網漁業許可ノコト但シ白魚地曳網漁業行使上影響受クルモノト見認ムルトキハ組長ニ於テ適宜為サシムルコトアルベシ 尚該漁業行使ニ於テハ左ノ制限ニ依ル

- 1 漁舟一般ニシテ片廻シ二百間未満トス⁽⁵⁴⁾

また、これに関わり、浮標の設置も提案されている。その内容は次のものである。

沖合浮標ヲ設ルノ件

- 1 本組合地先水面専用区域沖合浮標ヲ置クコト

但シ浮標ハ多費ヲ要（カ）セザルモノニシテ流失ノ補充ヲシ易シキモノトス⁽⁵⁵⁾

これによれば、新たな漁業を開発している様子がうかがえる。なお、北浜漁業組合では、組合費が漁業料と漁具割からなり、漁業料には、鯧地曳網漁業料と桁網漁業料があり、それぞれ1統につき、2円と50銭であった。漁具割には魴打瀬網と手繰網があり、それぞれ1統につき、50銭と30銭であった。

明治44年度の予算から、推計すると、北浜漁業組合の網数は表3のようになる。なお、この表には大正4年の数値も加えてある。ちなみに、大正4年の組合費の単価は、鯧地曳網漁業料が1統2円、桁網漁業料が1統35銭、魴打瀬網漁具割は1統75銭、手繰網漁具割は1統30銭で、漁具割が値上げされている。⁽⁵⁶⁾ この表からわかる明治44年の北浜漁業組合の網数の合計は372統であり、この数と組合員数370はほぼ同じとなっている。また桁網はホッキ貝の採取に使用された。

次に明治44年度の三沢村漁業組合の総会を見よう。この総会は明治44年3月28日に、組合事務所で開催された。出席組合員は50名、欠席組合員が36名である。従って組合員の総

数は86名であった。また、総会の議事内容は以下のようになっていた。

- 1 明治四十二年度歳入出決算報告全会一致承認ス
- 1 明治四十四年度歳入出予算書全会一致原案之通り可決ス
- 1 同 分賦収入法全会一致原案之通り可決ス
- 1 規約変更ノ件全会一致原案之通り可決ス
- 1 本組合役員選挙ス（ママ）タルニ左記人名当選セリ
再選 馬場松次郎
新堂孫助
- 1 定置漁業認可申請ノ件原案ノ通可決ス⁽⁵⁷⁾

なお、選出された役員2名は監事であった。また、定置漁業認可の件とは、三沢村漁業組合が、小川原湖に於いて、毎年2月から11月まで、明治44年から明治53年まで鰯、鱈、鱈（カ）、鰈、鮒を漁獲物とする定置網漁業の免許願を明治44年2月22日に、三沢村を通じて、青森県知事宛に提出した⁽⁵⁸⁾ことを指しているものと思われる。

三沢村漁業組合の収入について、その内訳を見ると、組合費は組合員負担額、漁業料、漁具割がある。そしてそれぞれが、人頭割、小地曳網漁業料及び蛸貝漁業料、漁船割及び公魚割で構成されている。その金額は表4のようになっている。これによれば、三沢村漁業組合では人頭割が組合費の中心をなし、漁船や地曳網の数が少なかったことがわかる。また大正4年の三沢村漁業組合の組合費は表5の通りである。明治44年から大正4年までの間に、人頭割の1人当たり金額が下がり、他の単位当たり金額は同じであり、地曳網が2統減っている。

表3 明治44年、大正4年、北浜漁業組合網数

種類	明治44年網数（統）	大正4年網数（統）
鰯地曳網	66	67
桁網	136	160
鮎打瀬網	154	160
手繰網	16	10

（出典）『水産』（三沢村役場簿冊、自明治44年1月至明治47年12月）
『特種組合』（同、自大正4年1月至10月）より推計

表4 明治44年、三沢村漁業組合、組合費

種類	単位当たり金額（円）	合計金額（円）
人頭割	0.75	64.5
小地曳網漁業料	5	25
蛸貝漁業料	0.1	5.5
漁船割	1	10
公魚割	0.3	9

（出典）『水産』（三沢村役場簿冊、自明治44年1月至明治47年12月）

表5 大正4年、三沢村漁業組合、組合費

種類	単位当たり金額 (円)	合計金額 (円)
人頭割	0.57	49.02
小地曳網漁業料	5	15
蜆貝漁業料	0.1	5.5
漁船割	1	10
公魚割	0.3	9

(出典)『水産』(三沢村役場簿冊、自明治44年1月至明治47年12月)

大正4年の三沢村漁業組合の総会は2月2日に組合事務所で開催された。この総会は出席組合員が50名、欠席組合員が36名であった。この組合員数は明治44年と同じである。この総会の議決事項は以下のものであった。

議長 開会スル旨陳告ステ大正三年度組合経費歳入出決算書議題ニ供シ満場異議ナク承認セリ

議長 大正四年度組合経費歳入出予算書ヲ議題ニ移ル(ママ)旨申述ベ全会一致原案ノ通り可決ス

議長 大正四年度組合経費ノ分賦収入法案ニ移ル全会原案ノ通り可決ス⁽⁵⁹⁾

このように、大正4年度の三沢村漁業組合総会では決算と予算の議論のみであった。明治漁業法の施行後、これに従った漁業が展開していくなかで、県、郡や市町村は漁業政策展開の一環に完全に組み込まれ、漁民に直接関与することもあった。遠洋漁業奨励法は明治30年に公布され、その後改正が繰り返されたが、青森県においては漁船の改良は急速には進まなかった。大正2年の青森県の発動機付漁船は3隻であり、総馬力数は55馬力であった。これは太平洋岸の東北各県と比べても少ない数値であった。⁽⁶⁰⁾このような状態で、遠洋漁業奨励法に関わる通知が、大正7年に、上北郡を通じて三沢村に届いている。それは次のものである。

大正七年八月三日

三沢村長殿

遠洋漁業奨励法改正ニ関スル件

過般遠洋漁業奨励法改正ノ結果従来依命通牒致置候同法施行ニ関スル注意事項中大正四年四月廿六日付上二牧第一〇乙ノ一並ニ大正六年五月廿五日付上二牧第一〇八六号ハ左記ノ通り之ヲ改正候趣其筋ヨリ通知有之候条当業者ニ周知方可然御取計相成度候

左記

一 魚類運搬用トシテ単ニ防熱装置ヲ施シ又ハ魚艙ヲ有スル等普通ノ構造設備ヲ為シタルノミノ船舶ヲ使用シ既ニ運搬ノ慣例アリト認ムヘキ場所ニ於テ漁獲物ヲ運搬ニ従事スル船舶ニ対シテハ漁船奨励金ハ之ヲ下附セズ

二 奨励金ヲ受クヘキ漁船ハ幅十尺以上ノモノタルヲ要ス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニアラス

三 奨励金ヲ受クヘキ漁船ノ肋骨截面肋骨心距外板ノ厚サ等相互ノ関係ヲ示ス算式ハ次

ノ如シ⁽⁶¹⁾

(以下略)

大正期には三沢村周辺で水産組合設立の機運が起こり、上北郡役所から三沢村役場に次の通知がきた。

上二発第一四号

大正八年三月十七日

上北郡役所

三沢村長殿

水産組合ニ関スル件

上北郡水産組合成立ノ上ハ郡費ヨリ金三百円補助可相成コトニ本年通常郡会ニ於テ議決相成候ニ付御了承ノ上右成立ニ関シ入ノ御配慮相成度候

これは郡役所の水産組合に対する対応を三沢村に伝えたものである。なお、上北郡に実際に水産組合が成立した。それは大正8年12月のことであり、名称は上北郡水産組合であった。組長に野辺地町の小西為助、副組長に江口義太郎が選任された。⁽⁶²⁾ この水産組合の事務所は上北郡役所内に置かれ、地区は上北郡の区域であるとされた。⁽⁶³⁾

以上、漁業法成立以後の漁業組合を見てきたが、その規約は漁業法成立以前に対比すると簡略化された。また漁業法の改正以後は共同施設事業に関する規定が追加された。また漁業法の成立以後、郡や町村を介しての県の水産行政が強化され、漁業組合は行政機関からの監督が強まった。漁業組合は漁業法成立以前と比べると、業務内容が減り、従来の加工品検査などの業務は水産組合がこれを担った。漁業法の成立に伴い漁業権の行使に関する規定が出来たが、その漁業権は法的に限定されたものであった。

IV 近代漁業の発展と漁業組合

明治期から大正期にかけての青森県漁業の発展過程については、青森県の諮問機関として立ち上げられた産業調査会での審議の参考資料として作成された『産業調査会参考書』のうちの「第六編水産」が詳述している。この参考書によれば、青森県漁業の中心は定置漁業であるという。それは以下のように記載されている。

現行ノ漁具漁法中其大部分ハ覽漁業トモ称スベキ定置漁業ナリ是本県ハ前記ノ如ク幅狭キ暖流ニヨリ沿岸ヲ包围シ暖流魚族ハ此区域ヲ上下移動シ而シテ此回遊魚族ヲ捕獲セント欲シ定置漁業タル大謀網、角網、行成網、猪口網、柁網等頗ル多ク鮪、鯧、鯛、柔魚、鰯等ヲ目的トシ其敷設数千有余ニ及ヒ本邦中定置漁業ノ多キコト稀ナルヘシ今重要ナル漁具名称及員数ヲ記セハ左ノ如シ⁽⁶⁴⁾

この記載の後に郡別の定置網に関する表が掲載されているのだが、各種の定置網の合計数のみを掲示すれば表6の通りである。これによれば、定置網が多いのは陸奥湾内であり、

上北郡や三戸郡の定置網は少ない。なお、この表に掲載されている定置網は、定置漁業権によるものである。そして本稿で見た漁業法成立以前の東北漁業組合は陸奥湾全体の組合であった。なお、大正期以後、特に昭和期にかけて定置網に依らない沖合漁業が発展していく。そしてまた、そうした沖合漁業や遠洋漁業を擁する八戸が青森県漁業の中心地として成長していく。⁽⁶⁵⁾

それでは八戸に代表される太平洋岸地域はどのような漁業が発展していくのかを見ておこう。大正4年において、漁業権の種類別に見れば、区画漁業権を利用する養殖業は青森県全体で12件、特別漁業権を利用する漁業は、鯛地曳網が県全体で2件、鰯待網が1件であった。また、以上の免許漁業権利用の漁業以外に許可漁業があった。許可漁業権の市郡別内訳統数は表7の通りであった。なお、許可漁業の種類を漁業の種類別に見れば、青森県全体では、底建網、77、打瀬網、8、地曳網、55、手繰網、44、桁網、0であった。⁽⁶⁶⁾

なお、このうち打瀬網は上北郡の鮎打瀬網だけがあり、地曳網はほとんど漁獲がなくなったとされている。

こうした免許漁業や許可漁業以外の漁業で発展が期待された漁業について、次のような紹介がある。

前期免許又ハ許可漁業以外ノ網漁業ハ三戸郡ニ於ケル鰯揚繰網及専用漁業権ヲ得テ漁業スル北寄貝、海扇貝又ハ海鼠、桁網或ハ鰯流網等少数ノ漁具漁法ニシテ釣漁業ニハ柔魚及鰹釣漁業ノ如キ本県重要漁業アリ此他鮫、鯛、鱒或ハ章魚繩等行ハル、地方アリト雖モ其員数詳ナラス・・・⁽⁶⁷⁾

表6 大正4年青森縣市郡別定置網統数

種類	着業統数	休業統数	合計統数
東津軽郡	84	245	329
西津軽郡	61	45	106
北津軽郡	67	31	98
中津軽郡	3	8	11
下北郡	81	183	264
上北郡	18	17	35
三戸郡	7	10	17
青森市	1	4	5
青森県合計	322	543	865

(出典) 青森県『産業調査会参考書第六編水産』10～11頁より。

表7 許可漁業市郡別統数

種類	統数
東津軽郡	26
西津軽郡	8
北津軽郡	6
下北郡	93
上北郡	8
三戸郡	6
青森市	40
青森県合計	187

(出典) 青森県『産業調査会参考書第六編水産』12～13頁より。

ここに書かれている漁業が太平洋岸で発展する漁業である。その多くは専用漁業権として漁業組合に権利が付与されているものであるが、そうではないものもある。それらについて、漁業組合との関係を見てゆこう。

ところで、上記の漁業の内、貝類やナマコの採集は専用漁業権によって規定されており、漁業組合がその利用権を持っていた。一方でイワシ揚繰網以下、漁業権から切り離されていた漁業があった。これらは昭和期にかけて八戸を中心に発展していく漁業であった。それではそれらの漁業の権利関係はどのようになっていたのだろうか。後年の昭和5年のものではあるが、水産講習所学生の調査レポートにある記載を見てみよう。それらを抜粋すると以下のようになっている。

サバ延縄漁業・・・青森県の規定も八戸市の規定もなく、全くの自由漁業。

機船底曳網漁業・・・許可された漁業根拠地以外では漁獲物の陸揚げができない。禁止区域がある（農林省の規定による）。操業期間が規定されている（青森県漁業取締り規則による）。

揚繰網漁業・・・自由漁業で、県の規定がない。⁽⁶⁸⁾

このように、一部は国や県の規定を受ける漁業もあったが、そのような規定がない漁業もあった。勿論このような漁業を漁業組合の組合員が実施することもあった。こうした事実から確認できることは、漁業法の成立とそれにより規定された漁業組合の設立、展開は、一方で法律や制度に一定程度束縛されたり、あるいは全く束縛されない新しい漁業を定着させたということである。八戸周辺で広く普及したイワシの揚繰網漁業は自由漁業であり、サバ延縄漁業も同じであった。これらには漁業組合の制約は働かない。八戸での長谷川藤次郎らの活躍はこうした条件を前提としてなされたのである。

V 結び

漁業法は、日本の近代漁業を規定した法律であり、漁業組合に関する条項を含んでいた。この法律により漁業組合の性格が規定された。⁽⁶⁹⁾しかし、日本本土においては漁業法成立以前に漁業組合が存在した。それらは漁業組合準則に基づいて設立されていた。漁業組合準則に基づく漁業組合の規模は、大規模なものから集落単位の小規模なものまであり、また地域的な漁業組合と職能的な漁業組合があった。青森県の事例では、漁民の漁業活動に対する漁業組合の影響力は大きく、漁業組合は地域内の操業を独占していた。但し、沖合に関しては約2海里までが漁業組合の権限が及ぶ範囲であり、それ以遠には及ばなかった。またその機能は漁業の操業に止まらず、漁業資源保護から漁獲物やその加工品の販売にまで及んでいた。こうして、漁業組合は関係地域に対して支配力を振るっていた。

このような漁業組合準則に基づく漁業組合の実態を見ると、それは歴史的に単なる漁業法に基づく漁業組合への過渡的な存在というよりは、地域漁業に密着した漁業者団体としての性格を備えていたといえる。個々の事例に関しては、その設立目的が紛争調停的であったものもあったが、漁業法成立以前に、県の関与があったとはいえ、自主的な漁業者団体が存在した事実は重要である。そしてこの自主的な団体は、明治初年以來の水産行政が、慣行重視に帰結したことの結果として生まれたものである。慣行重視の漁業展開に、漁業者の自主的な団体の存在が不可欠であったのであり、それは漁業以外の同業組合が生まれ

た各産業と共通性を持っていた。

一方、漁業法成立以後の漁業組合の規約は漁業法成立以前に対比すると簡略化され、また漁業法の改正以後は共同施設事業に関する規定が追加された。また漁業法の成立以後、漁業組合に対する行政機関からの監督が強まった。漁業組合は漁業法成立以前と比べると、業務内容が減り、従来の加工品検査などの業務は水産組合がこれを担った。漁業法の成立に伴い漁業権の行使に関する規定が出来たが、その漁業権は法的に限定されたものになった。また、大正期から昭和期にかけて発展する海面漁業には、漁業法の規定にない自由漁業があり、また漁業組合が関与する沿岸漁業の枠を離れた沖合漁業があった。

ところで、明治34年に成立し、明治43年に改正された近代日本の漁業法は明治漁業法として知られるが、その特徴の一つは漁業組合に専用漁業権を認めたことである。このことによって近世から続く漁村共同体に沿岸漁業を行う権利を保障した。また明治漁業法のもう一つの特徴は、近代漁業の発展を保障したことである。それは、専用漁業権を厳密に規定し、一定の枠内に収めたことと対応する。それではこうした漁村における漁業者団体の活動のもとで、如何にして近代的な漁業の展開は可能だったのかといえ、それは、定置漁業権に見られる漁業権の財産化により漁業への参入が保障されたことと、沖合漁業には漁業権による規制が及ばなかったことによる。

近代日本の漁業制度は、一方で漁村共同体の管理を認めつつ、他方で商人による加工品流通の確保を可能にする体制を併存させ、さらに漁業権の規制が及ばない近代漁業発展の余地を残しつつ、展開していったのである。こうした体制は漁業法の成立なしには実現できなかった。この点は漁業法成立以前と以後の漁業組合のあり方を比較検討することで確かめられた。そしてまた、漁業権を限定された地域的な漁業組合が如何に地域内の漁民の経営を成り立たせていくのかについて、方策を探っていくのが昭和期以降の漁業組合や漁業組合を監督する行政機関に課された課題となっていく。

注

- (1) 北海道については、「漁業組合聯合」『北水協会報告』55、1889年所収、16頁参照。そこには、同業組合準則に基づくものであると記されている。東京湾漁業組合については、設立の法的根拠は明示されていないが、設立の経緯は、山口和雄編『現代日本産業発達史XIX水産』交詢社出版局、1965年、10頁に詳しい。
- (2) 同前、11～12頁。
- (3) 研究史については、同上書のほか、全国漁業協同組合連合会水産業協同組合制度史編纂委員会『水産業協同組合制度史I』水産庁、1971年他参照。
- (4) 東北外海漁業組合が東北外海水産組合に改組されたのはその一例である。小岩信竹「近代日本における水産組合の生産物品質検査—東北外海水産組合の活動をめぐって—」『市場史研究』24、2004年所収参照。
- (5) 清水三郎「『準則』の漁業組合について」『漁業経済研究』8-4、1960年所収。
- (6) 中田四朗「漁業組合準則による三重県下の漁業組合」『海と人間』5、1977年所収や、中田四朗『三重県漁業史の実証的研究』中田四朗先生喜寿記念刊行会、1987年は、漁業組合準則に基づく漁業組合と漁業法による漁業組合が異質なものであることを強調している。
- (7) 後藤和夫「明治期志摩漁村の構造と再編過程」『村落社会研究第三編』1967年所収、牧野由朗「志摩の漁村」『志摩の漁村』名著出版、1994年。後藤、牧野氏の研究は漁業組合準則に基づく漁業組合を、漁業法に基づく漁業組合への過渡的なものと見ている。

- (8) 二野瓶徳夫氏は、「水産行政」『農林水産省百年史』編纂委員会編『農林水産省百年史上巻』『農林水産省百年史』刊行会、1979年所収で、準則漁業組合が商工業の同業者団体と同様な性格を持ったものとしている。しかし、以下に見るように、これに加えて、準則漁業組合が漁業の操業に影響力を持っていたことが明らかになる。この点の解明が本稿の課題の一つである。
- (9) 今泉芳邦「漁業組合研究序説—三陸漁村に設立された「準則」漁業組合分析」『岩手大学教育学部研究年報』61- 1、2001年所収、同「「準則」漁業組合論の再考」『岩手大学文化論叢』7・8、2009年所収等。なお、岩手県の漁業史については、岩手県『岩手県漁業史』同、1984年、高橋美貴『近世漁業社会史の研究—近代前期漁業政策の展開と成り立ち—』清文堂出版、1995年等参照。
- (10) 今泉氏は、益田庄三『漁村社会の変動過程』上、白川書院、1979年を、準則組合が漁業法に基づく漁業組合に連続する存在と見ている見解の代表としている。
- (11) 青塚繁志氏は同『日本漁業法史』北斗書房、2000年で、明治初期漁業団体系統図を掲載しているが、準則に基づく漁業組合と水産組合は無関係に描かれており、準則組合と漁業法に基づく漁業組合が結びつけられている。この理解は準則漁業組合と水産組合を結びつける見解に対する批判として提起されているものであるが、事実を照らせば一面的な理解であるといえる。310頁参照。
- (12) たとえば潮見俊隆『漁村の構造—漁業権の法社会学的研究—』岩波書店、1954年、秋山博一「明治漁業法の制定過程」『漁業経済研究』8- 3、1960年所収等参照。なお、青塚前掲書は、漁業法が封建的残滓を一掃した近代的側面を持ったことを強調している。
- (13) 全国漁業協同組合連合会水産業協同組合制度史編纂委員会『水産業協同組合制度史Ⅰ』水産庁、1971年他。
- (14) 山口和雄、前掲書等参照。
- (15) 二野瓶、前掲「水産行政」492～493頁。
- (16) 農商務省『水産業諸組合要領』同、1993年。
- (17) 二野瓶、前掲稿。二野瓶徳夫『日本漁業近代史』平凡社、1999年も見よ。
- (18) 二野瓶、前掲稿によれば、岩手、岡山両県を除く沿海府県38府県の合計で541組合あり、2村以上にわたる組合が342組合（63%）、1村以内の組合が199組合（37%）である。本稿掲載表とは組合数が異なるが、組合の数え方が異なるものと思われる。494～495頁。
- (19) 農商務省、前掲書。
- (20) 今泉芳邦「漁業組合研究序説—三陸漁村に設立された「準則」漁業組合分析—」『岩手大学教育学部研究年報』61—1、2000年所収、47～48頁。
- (21) 漁業組合準則の成立以前の明治初年の漁業政策について、伊藤康宏氏は地域による多様性を強調している。伊藤康宏「近代移行期の鳥根県庁漁業政策」後藤雅知・吉田伸之編『水産の社会史』山川出版社、2002年所収。
- (22) 前掲、『水産業諸組合要領』。本稿、表1も見よ。
- (23) 平野産業経済研究所『本県漁業協同組合の発達史』同、1955年。なお、青森県『青森県水産史』同、1989年には、昆布・黒菜漁業組合が漁業組合準則に基づく組合として、明治20年に結成されたとしている。112～113頁。
- (24) 平野産業経済研究所、前掲書。
- (25) 中田、前掲書等参照。
- (26) 「東北漁業組合規約」むつ市文化財収蔵庫所蔵。
- (27) 同前。
- (28) 同前。
- (29) 同前。
- (30) 同前。
- (31) 同前。
- (32) 「三川目漁業組合設置認可願」三沢市役所所蔵『海瀟関係諸願届綴』所収。
- (33) 同前。
- (34) 同前。

- (35) 同前。
- (36) 「共同鰯網組合同規約認可願」三沢市役所所蔵『海瀟関係諸願届綴』所収。
- (37) 「共同魚粕製造組合同規約」三沢市役所所蔵『海瀟関係諸願届綴』所収。
- (38) 「青森県上北郡北浜漁業組合同規約」三沢市役所所蔵『合綴』所収。同文書は、明治32年1月18日付の上北郡役所から百石村長・三沢村長宛の通知（事第61号）とともにある。通知の内容は、県による規約の修正要求を伝え、再度、郡を通じて出願するよう求めたものである。
- (39) 同前。
- (40) 同前。
- (41) 同前。
- (42) 青森県での漁業組合の結成状況については、青森県、前掲『青森県水産史』215頁以下に一覧表がある。なお、この表は完全なものではなく、補充が可能である。例えば、本稿で見る法奥沢漁業組合はこの表には掲載されていない。
- (43) 『事業関係書類綴』（明治35年）十和田湖町役場（現、十和田市）所蔵。
- (44) 同前。
- (45) 同前。
- (46) 同前。
- (47) 「漁業取締規則」青森県内務部『青森県例規上巻』同、1911年。
- (48) 『水産』（三沢村役場簿冊、自明治44年1月至明治47年12月）、三沢市役所所蔵。
- (49) 同前。
- (50) 同前。
- (51) 同前。
- (52) 同前。
- (53) 同前。
- (54) 同前。
- (55) 同前。
- (56) 『特種組合』（三沢村役場簿冊、自大正4年1月至10月）。
- (57) 前掲、三沢村簿冊『水産』。
- (58) 同前。
- (59) 前掲、三沢村簿冊『特種組合』。
- (60) 青森県『産業調査会参考書第六編水産』同、1916年。なお、大正2年の発動機付漁船数は、宮城県、51隻（784馬力）、福島県、122隻（1,327馬力）、岩手県、170隻（2,424馬力）であった。同前書、4頁。
- (61) 『特種組合』（三沢村役場簿冊、自大正6年1月至（ママ））。
- (62) 『特種組合』（法奥沢村役場簿冊、自大正9年1月至12月）。
- (63) 同前。
- (64) 前掲、『産業調査会参考書第六編水産』9頁。
- (65) 青森県漁業の発展の実態については、青森県、前掲『青森県水産史』及び小沼勇「補章青森県漁業の構造」農業総合研究所積雪支所『青森県農業の発展過程』1954年所収参照。
- (66) 前掲、『産業調査会参考書第六編水産』9頁。
- (67) 同前。
- (68) 水産講習所漁労科3年乙組『各種漁業調査報告其ノ一』1930年、東京海洋大学附属図書館所蔵より抜粋、但し表現の一部を変えた。
- (69) 日本の漁業法は日本が統治した周辺地域にも適用された。但し、その内容は地域によって差異があった。この点に関して、樺太については小岩信竹「日本統治下の樺太漁業の転換」『東京国際大学論叢』経済学部編42、2010年所収で論じた。また朝鮮については、小岩信竹「日韓併合前後の大韓帝国・朝鮮における漁業法の制定と施行－明治漁業法の性格によせて－」『東京水産大学研究報告』5、2009年所収で論じた。

参考文献

- 青塚繁志『日本漁業法史』北斗書房、2000年
- 青森県内務部『青森県例規上巻』同、1911年
- 青森県『産業調査会参考書第六編水産』同、1916年
- 青森県『青森県水産史』同、1989年
- 秋山博一「明治漁業法の制定過程」『漁業経済研究』8-3、1960年所収
- 伊藤康宏「近代移行期の島根県庁漁業政策」後藤雅知・吉田伸之編『水産の社会史』山川出版社、2002年所収
- 今泉芳邦「漁業組合研究序説—三陸漁村に設立された「準則」漁業組合分析—」『岩手大学教育学部研究年報』61—1、2000年所収
- 今泉芳邦「漁業組合研究序説—三陸漁村に設立された「準則」漁業組合分析」『岩手大学教育学部研究年報』61-1、2001年所収
- 今泉芳邦『三陸の漁村と漁業組合』東洋書院、2005年
- 今泉芳邦「「準則」漁業組合論の再考」『岩手大学文化論叢』7・8、2009年所収
- 岩手県『岩手県漁業史』同、1984年
- 潮見俊隆『漁村の構造—漁業権の法社会学的研究—』岩波書店、1954年
- 小沼勇「補章 青森県漁業の構造」農業総合研究所積雪支所『青森県農業の発展過程』1954年所収
- 小岩信竹「近代日本における水産組合の生産物品質検査—東北外海水産組合の活動をめぐって—」『市場史研究』24、2004年所収
- 小岩信竹「日韓併合前後の大韓帝国・朝鮮における漁業法の制定と施行—明治漁業法の性格によせて—」『東京水産大学研究報告』5、2009年所収
- 小岩信竹「日本統治下の樺太漁業の転換」『東京国際大学論叢』経済学部編42、2010年所収
- 後藤和夫「明治期志摩漁村の構造と再編過程」『村落社会研究第三編』1967年所収
- 清水三郎「「準則」の漁業組合について」『漁業経済研究』8-4、1960年所収
- 水産講習所漁労科3年乙組『各種漁業調査報告其ノ一』1930年、東京海洋大学附属図書館所蔵
- 全国漁業協同組合連合会水産業協同組合制度史編纂委員会『水産業協同組合制度史Ⅰ』水産庁、1971年
- 高橋美貴『近世漁業社会史の研究—近代前期漁業政策の展開と成り立ち—』清文堂出版、1995年
- 東北漁業組合「東北漁業組合規約」むつ市文化財収蔵庫所蔵、年欠
- 中田四朗「漁業組合準則による三重県下の漁業組合」『海と人間』5、1977年所収
- 中田四朗『三重県漁業史の実証的研究』中田四朗先生喜寿記念刊行会、1987年
- 二野瓶徳夫「水産行政」『農林水産省百年史』編纂委員会編『農林水産省百年史上巻』『農林水産省百年史』刊行会、1979年所収
- 二野瓶徳夫『日本漁業近代史』平凡社、1999年
- 農商務省『水産業諸組合要領』同、1993年
- 平野産業経済研究所『本県漁業協同組合の発達史』同、1955年
- 牧野由朗「志摩の漁村」『志摩の漁村』名著出版、1994年
- 益田庄三『漁村社会の変動過程』上、白川書院、1979年
- 三沢村『海瀟関係諸願届綴』三沢市役所所蔵、1897年
- 三沢村『合綴』三沢市役所所蔵、1899年
- 三沢村『事業関係書類綴』（明治35年）十和田湖町役場（現、十和田市）所蔵、1902年
- 三沢村『水産』（三沢村役場簿冊、自明治44年1月 至明治47年12月）、三沢市役所所蔵、1911年
- 三沢村『特種組合』（三沢村役場簿冊、自大正4年1月 至10月）、1915年
- 三沢村『特種組合』（三沢村役場簿冊、自大正6年1月 至）、1917年
- 三沢村『特種組合』（三沢村役場簿冊、自大正9年1月至12月）、1920年
- 無署名「漁業組合聯合」『北水協会報告』55、1889年所収
- 山口和雄編『現代日本産業発達史XIX水産』交詢社出版局、1965年